

はち 8 月 じょう No.540

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口（7月1日現在）

人 口 8,711 減 3人 男 4,388人 減 3人
女 4,323人 増減0人
世帯数 4,673 減 8世帯

6月中の異動

転入ほか——63人（うち出生8人）
転出ほか——66人（うち死亡8人）

各地域の人口・世帯数（7月1日現在）

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,121	2,012	1,945	3,957
大賀郷	1,557	1,437	1,417	2,854
檜 立	326	297	314	611
中之郷	424	415	413	828
末 吉	245	227	234	461

小笠原親善訪問



CONTENTS

もくじ

- 2-3 小笠原親善訪問／八丈町消防団夏季訓練
- 4-5 環境だより／国保だより
- 6-7 国民年金
- 8-9 老人保健医療制度／税のおしらせ ほか

- 10-11 教育委員会だより／母子保健 ほか
- 12-13 議会議員選挙／みどり東京プロジェクト ほか
- 14-15 花火大会プログラム／八丈島浜遊び ほか



小笠原親善訪問

訪問団長 八丈町企画財政課主幹 笹本重喜

5月22日から5月27日まで、八丈町民91名、東京都町村議長会一行とともに、小笠原親善訪問に行ってきました。

小笠原諸島には大小30あまりの島々があります。まずは、その景観に見とれてしまいます。特に、南島はすばらしく、ひとつの観光スポットとなっています。世界遺産に登録を申請する動きもあります。

小笠原は、自然の宝庫です。ガジュマルに群がる数十匹のメジロ、海に出ればイルカの大群に出会いました。運がよかった人は、クジラにも遭遇したそうです。(クジラをよく見る時期は1月～4月とのこと)

小笠原の産業は、なんといっても自然を生かした観光業。そのほか、パッション・パイアの栽培や漁業なども盛んですが、自然・環境の保護を徹底的に行いながら観光客に楽しんでもらう。まさに、エコツーリズムの島として確立していこうとしています。父島ではエコツアーも充実しており、エコツアーネットワークを組んで観光客を飽きさせません。この点は八丈島でも見習っていく必要があると思います。

悩みの種は、八丈小島と同じで、父島の野生のヤギが増えていることだそうです。

小笠原の人達は、明るく親切で、訪問中も森下村長をはじめ役場の職員の方々、また関係各位の方々に大変お世話になりました。父島での訪問団歓迎交流会をはじめ、父島返還祭、母島では、返還祭で花火が上がり、やぐらを囲んでの踊り・歌とたいへん盛り上がりました。八丈からも、六人会の太鼓や、一般で参加し、共同で披露したフラも盛り上がりましたが、小笠原では小中高生も皆さんフラを踊り、島民一体となってもてなしていただきました。

八丈からの訪問も、今年で25回を数えますが、このすばらしい小笠原と末永く友好島としてお付き合いできるように願っています。来年は是非小笠原に行きませんか！

●日程

5月23日

戦没者追悼式（船上にて）
島内視察（父島）
八丈島交流団歓迎式典

5月24日

父島返還祭

5月25日

島内視察（母島）
母島返還祭





八丈町消防団夏季訓練

小栗孝団長をはじめ、八丈町消防団の夏季訓練が、6月24日、25日の両日にわたり行われました。

団員は、午前が住宅防火対策「住宅火災警報器」に対する講義とAEDの講習、午後はAEDの実技とポンプ車操法、火災検討会を東京都消防訓練所教官から指導を受け、訓練に取り組みました。



環境だより

●ごみは正しく分別して出し ましょう

町では、燃やせるごみ、資源ごみ、空きびん、有害ごみ、金属ごみの5分別による収集を行っています。

ごみを出される方は、正しく分別し、決められた収集日に、8時30分までに出すようにしてください。

また、ごみ袋には必ず氏名を明記するようお願いします。

●生ごみの出し方について

夏は気温が上がり、生ごみからの水分による悪臭が気になる季節です。また、カラスや猫に荒らされ近隣に迷惑をかけることがあります。

生ごみを出すときは、新聞紙で包んで出してください。または、たい肥化容器を利用するなど、ごみの減量にご協力ください。

●ヤンバルサカヤスデ対策 について

以前から坂上地域で発生しているヤスデ対策として今年度は坂下地域も対象とし、薬剤（コイレット）を配布します。

ヤスデの対応について

対応策

1. 地域内の環境づくり
落ち葉や廃材を取り除き、水はけ・日当たりを良くし、暗く湿った場所を作らないようにしてください。
2. 家屋への侵入防止
壁や塀まわりのツタやコケ類を取り除き、紙口ウテープなど表面のツルツルした素材を張ると効果的です。

駆除方法

1. 群雄するヤスデは掃き集めた後、ビニールのごみ袋等に入れ、ひなたに置くとヤスデ自身から発生するガスで駆除できます。
2. 殺虫用薬剤配布
ヤスデが住居へ侵入するのを防ぐため、住居を囲むように薬剤を散布する方法です。（巾1メートルが理想的です）

※ 八丈町では、殺虫用薬剤を次のとおり配付しますので、ご利用ください。

殺虫用薬剤の配布について

- ①対象：八丈町にお住まいの世帯
- ②薬剤：コイレット(微粒剤)・3kg入り
- ③本数：1世帯1ヶ月に1袋を4ヶ月分（8月から配布を始めます）
- ④配布方法：各出張所及び町役場住民課環境係にて薬剤引換券（1枚につき1袋）をお受け取りください。
なお、1世帯4袋まで配布しますが乱用防止のため、1ヶ月に1袋までの制限を設けています。
お手数ですが月ごとに引換券をお受け取りください。
薬剤引換券を農協各店または、伊勢崎富次朗商店にてコイレットと交換してください。

注意

1. 薬を使用する前に、物理的な対応（地域内の環境づくりなど）を試みてください。
2. 薬剤を使用する場合は、使用方法・使用上の注意をよく読んでください。（子供や周辺環境への影響のないように十分注意してください）

■問い合わせ

住民課環境係	2-1121	内線233
三根出張所	2-0349	
樫立出張所	7-0003	
中之郷出張所	7-0002	
末吉出張所	8-1003	



国保だより

●高齡受給者証の更新

昭和7年10月1日以降に生まれた方で、70歳になられた方を対象に交付されている高齡受給者証は、8月1日更新となります。

該当される方には、新しい負担割合が適用された、高齡受給者証を送付しましたのでご確認ください。

また、新たに70歳になられる方には、70歳到達月の翌月以降の診療分から負担割合が3割から1割、現役並み所得者は2割（平成18年10月より3割）になりますので、誕生月（1日誕生日の方は誕生月の前月）中に高齡受給者証を送付します。

●高齡受給者証の判定基準が変りました

70歳以上の方が医療機関にかかるとき、自己負担は原則1割ですが、現役並み所得者は2割（平成18年9月末まで）となります。

今回、その現役並み所得者を判定する基準が見直されま

した。（別枠「現役並み所得者とは」をご確認ください。）ただし、申請することにより行われる再判定の基準額、①・②の収入の合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると認められた場合は、1割になります。

■現役並み所得者とは

①・②に該当する方のうち一人でも課税所得145万円以上の方がいる世帯に属する70歳以上の国保被保険者

① 70歳以上の国保被保険者
② 同一世帯の老人保健医療受給者（国保被保険者に限る）

●公的年金等控除の見直しに伴う自己負担限度額の経過措置について

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方で、課税所得金額145万円以上213万円未満の方は【経過措置対象者】として平成18年8月から2年間、自己負担限度額が一

自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額	
		外来 (個人ごと)	
現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)		40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (40,200円)
一 般		12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ (年金収入 80万円以下等)		15,000円

(注) 金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

般並みに据え置かれ、高齡受給者証の一部負担金割合の記載欄において「2割」のほか「自己負担限度額「一般」適用」と表記されます。また、申請することにより行われる再判定で基準額内と認められた場合も、【経過措置対象者】として自己負担限度額が一般並みに据え置かれます。

※経過措置の再判定基準額は別枠①・②の収入の合計が2人以上の場合で520万円以上621万円未満、1人の場合は383万円以上484万円未満となります。

※この証は原則として同一世帯の国保被保険者が全員住民税非課税の場合に適用されますが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴

●限度額適用・標準負担額認定の交付

高齡受給者証をお持ちの方で、同一世帯の全ての国保被保険者(擬制世帯主を含む)が住民税非課税の方は、入院される場合申請により自己負担限度額が下がる「限度額適用・標準負担額認定証」を交付します。

該当される方は、所得証明書・印鑑を持参のうえ住民課国保年金係にて申請してください。

該当される方は、所得証明書・印鑑を持参の上、住民課国保年金係で申請してください。

●入院時の食事代

い、世帯員のうち一部が課税者であつても一部が非課税者の場合、経過措置により証を交付できる場合がありますので住民課国保年金係までご相談ください。

入院中の食事代は標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

住民税非課税世帯の方には、申請により標準負担額が下がる「標準負担額減額認定証」を交付します。

該当される方は、所得証明書・印鑑を持参の上、住民課国保年金係で申請してください。

■問い合わせ

住民課国保年金係
内線235

入院1食あたりの食事代

一 般		260円
・住民税非課税世帯 ・低所得Ⅱ	90日以内の入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ		100円

国民年金

国民年金のあらまし

国民年金は、公的年金制度の基礎として加入者に共通の「基礎年金」を支給する制度です。また老後の生活保障だけでなく、病気やケガなどで収入が途絶えたときなどでも、誰もが安定した生活を送れるように社会全体で支え合う制度です。

日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入することが義務となっています。

加入の種類は3つあります。

①第1号被保険者

自営業や農林漁業の方、その配偶者、学生などの方が対象となります。(ただし、厚生年金保険や共済組合の老齢(退職)年金を受けている人は除きます。)保険料は、自分(世帯)で納めます。18年4月から19年3月の保険料額は1ヶ月13,860円です。

②第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している70歳未満の方(会社員や公務員など)が対象となります。(ただし、65歳以上70歳未満で老齢及び退職を事由とする年金の受給権を有する人は除きます。)保険料は、給与に応じた額が勤務先で源泉徴収(天引き)されます。

社員や公務員などが対象となります。(ただし、65歳以上70歳未満で老齢及び退職を事由とする年金の受給権を有する人は除きます。)保険料は、給与に応じた額が勤務先で源泉徴収(天引き)されます。

③第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人が対象となります。(会社員や公務員などの配偶者)保険料は、配偶者の加入する年金制度が負担します。

右記以外で、希望により加入できる人がいます。(任意被保険者)

- ・日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険や共済組合の老齢(退職)年金を受けている人。
- ・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人。
- ・20歳以上65歳未満で、外国に住んでいる日本国籍の人。
- ・65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない昭和40年4月1日以前生まれの人。

受けられる年金の種類は3つあります。

①老齢基礎年金

65歳から生涯にわたって受けられます。受けるためには、受給資格期間(保険料を納めた期間及び免除等の承認を受けた期間の合計)が25年以上必要です。受けられる年金額は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合で、満額の792,100円(平成18年度の支給年額)です。保険料を納めなかった期間や、保険料が免除された期間があるときは、「表1」の計算式で算出した額になります。また、学生納付特例や若年者納付猶予が認められた期間については、受給資格期間には含まれますが、保険料が納付されない限り年金額の計算には反映されません。

②障害基礎年金

原則として、国民年金に加入中に初診日のある病気やケガで、日常生活に著しく支障のある障害(政令で定められた程度)の状態になったときに受けられます。受けるためには、初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間や保険料を免除された期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。受けられる年金額は、障害の程度により異なります。

なります。

なお、20歳になる前に初診日がある病気やケガが原因で障害の状態になった場合は、20歳から年金が受けられます。(一定の所得制限があります。)

③遺族基礎年金

国民年金に加入中で、世帯の生計を支えていた方が亡くなったときに、18歳以下の子供がいる妻または子供が受けられます。受けるためには、死亡日の前日において、死亡日の前々月までに保険料を納めた期間や保険料を免除された期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。受けられる年金額は、子供の状態や人数により異なります。

右記以外に、次のような制度もあります。

●付加年金

国民年金加入中の方が「付加保険料(月額400円)」を納めると、老齢基礎年金を受けるときにあわせて受けられます。また、支給の「繰上げ」「繰下げ」をした場合も、同率の減額及び増額があります。受けられる年金額は、付加保険料納付月数に200円をかけた額です。

●支給の「繰上げ」と「繰下げ」

老齢基礎年金の受給は、原則として65歳からですが、60歳以後の希望する年齢から受給することもできます。この場合の年金額は、65歳前に受給される場合は減額され、66歳以後に受給される場合は増額されます。ただし、年金を請求して決定された支給額は生涯変わりません。なお、老齢基礎年金を繰上げて受給した場合、万が一障害の状態になっても障害基礎年金を請求することはできません。

平成13年4月1日以降60歳になる方(昭和16年4月2日以降生まれの方)から、新支給率が適用され月単位で細かく算出されることとなります。(表2参照)

●寡婦年金

国民年金に加入し、保険料を納めた期間または保険料を免除された期間が原則として25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで受けられます。受けられる年金額は、夫の老齢基礎年金(第1号被保険者にかかる分)かける4分の3です。

●死亡一時金

国民年金に加入し、保険料を納めた期間の月数と4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、4分の3免除期間の4分の1に相当する月数とを合計した月数が36ヶ月以上ある人が年金を受けずに亡くなったときに、生計を同じくしていた遺族が受けられます。受けられる年金額は、保険料を納付した期間に比べて異なります。

なお、付加保険料を納めた期間が3年以上ある場合には、8,500円が加算されます。

●脱退一時金

国民年金の加入期間が一定以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国の方には、被保険者資格を喪失して、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。保険料を納めた期間の月数と4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、4分の3免除期間の4分の1に相当する月数とを合計した月数が6ヶ月以上ある外国の方が、年金を受けられ

ずに帰国された後、2年以内に請求された場合、受けられます。受けられる金額は、脱退一時金の請求日が属する月の前月までの第1号被保険者期間のうち最後に保険料を納付した月を基準月とし、決定されます。

■問い合わせ

住民課国保年金係
内線236
港社会保険事務所
03-5401-3211

表1 計算式（平成18年度）

$$792,100円 \times \frac{\left(\frac{\text{納付済月数}}{\text{月数}} \right) + \left(\frac{\text{全額免除月数} \times 1/3}{\text{月数} \times 1/2} \right) + \left(\frac{\text{3/4免除月数}}{\text{月数} \times 1/2} \right) + \left(\frac{\text{半額免除月数}}{\text{月数} \times 2/3} \right) + \left(\frac{\text{1/4免除月数}}{\text{月数} \times 5/6} \right)}{40年(加入可能年数) \times 12}$$

- ※1 保険料の3/4の額が免除され、残りの1/4を納付した月数。
 ※2 保険料の半額が免除され、残りの半額を納付した月数。
 ※3 保険料の1/4が免除され、残りの3/4を納付した月数。
 ※4 昭和13年4月2日から昭和14年4月1日生まれの方は、37年。
 昭和14年4月2日から昭和15年4月1日生まれの方は、38年。
 昭和15年4月2日から昭和16年4月1日生まれの方は、39年。
 昭和16年4月2日以降に生まれた方は、40年。

お願い

「ねんきんダイヤル」の電話番号のお掛け間違いにご注意ください!

最近、「ねんきんダイヤル」の「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっている事例が発生しております。

電話番号を十分にお確かめのうえ、お掛け間違いのないよう、お願いいたします。

年金請求などの 年金相談については	0570-05-1165
すでに年金を お受けになっている方の 年金相談については	0570-07-1165

表2 請求時（申出時）の年齢と支給率（%）

請求時の年齢	支給率（%）	申出時の年齢	支給率（%）
60歳0ヶ月～ 60歳11ヶ月	70.0～75.5	66歳0ヶ月～ 66歳11ヶ月	108.4～116.1
61歳0ヶ月～ 61歳11ヶ月	76.0～81.5	67歳0ヶ月～ 67歳11ヶ月	116.8～124.5
62歳0ヶ月～ 62歳11ヶ月	82.0～87.5	68歳0ヶ月～ 68歳11ヶ月	125.2～132.9
63歳0ヶ月～ 63歳11ヶ月	88.0～93.5	69歳0ヶ月～ 69歳11ヶ月	133.6～141.3
64歳0ヶ月～ 64歳11ヶ月	94.0～99.5	70歳0ヶ月～	142.0

※繰上げ支給の支給率の算出方法 「100%－（繰上げた月数×0.5%）」
 ※繰下げ支給の支給率の算出方法 「100%＋（繰下げた月数×0.7%）」

**老齢福祉年金を受けている
方の国民年金証書及び定時
届の提出先が変わります！**

8月は老齢福祉年金の支給月です。

老齢福祉年金を受けている方には、「国民年金証書」と「定時届」（8月期分のみ送付）を8月上旬頃に東京社会保険事務局より送付いたします。これまでは、年金を受け取られたあと、「国民年金証書」及び「定時届」をお住まいの区市町村役場の担当窓口へご提出いただいておりますが、本年度より、提出先が東京都社会保険事務局に変更となりました。

提出については、「国民年金証書」及び「定時届」が送付される際に同封されている、返信用封筒をお使いください。この提出が遅れますと、次の年金の支払いが遅れることがありますのでご注意ください。

老齢福祉年金に関するお問い合わせは、東京社会保険事務局年金部年金管理課

03-5322-1641

老人保健医療制度について

●「老 医療受給者証」の更新について

健康保険に加入されている昭和7年9月30日までに生まれた方と65歳以上で一定の障害のある方(申請が必要となります)を対象に交付されています(老 医療受給者証は、8月1日更新となります)。

更新の際に、自己負担割合に変更があった方に新たな(老 医療受給者証を郵送いたしますのでご確認ください。

●「老 医療受給者証」の判定基準が変わりました。

(老 医療受給者証をお持ちの方が医療機関にかかるとき、自己負担は原則1割負担ですが、現役並み所得者は3割負担(平成18年9月30日までは2割)となります。ただし、申請することにより行われる再判定の基準額に該当すると認められた場合は1割になります。

今回の更新より、所得区分の判定基準が別表1のとおり変わりました。

別表1

所得区分	判定基準				
一般	一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない人です。				
一定以上所得者	同一世帯に一定の所得(課税所得が145万円)以上の70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人です。 ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、下記の場合、申請により「一般」の区分と同様になります。 <table border="1"> <tr> <td>1人世帯</td><td>383万円未満</td></tr> <tr> <td>2人以上世帯</td><td>520万円未満</td></tr> </table>	1人世帯	383万円未満	2人以上世帯	520万円未満
1人世帯	383万円未満				
2人以上世帯	520万円未満				
低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)にあたります。				
低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除※を差し引いたときに0円となる人にあたります。 ※年金の所得は控除額を80万円として計算します。				

●公的年金等控除の見直しに伴う自己負担限度額の経過措置について

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する方【経過措置対象者】については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置き、(老 医療受給者証の一部負担金割合の記載欄において「3割」のほか、「平成18年9月30日までは2割」、「自己負担限度額「一般」適用」と表記されます。

また、申請することにより行われる再判定で基準額内と

認められた場合も、「経過措置対象者」として自己負担限度額が一般並みに据え置かれます。

※経過措置の再判定基準額について

同一世帯に70歳以上の方が2人以上の場合で収入の合計が520万円以上621万円未満、1人の場合は383万円以上484万円未満となります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

(老 医療受給者証をお持ちの方で、同一世帯の全員が住民税非課税の方は、申請によ

り自己負担限度額が下がる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

なお、この証により入院時の食事代の自己負担にあたる標準負担額が下がります。

該当される方は、(老 医療受給者証・所得証明書・印鑑を持参のうえ健康課高齢福祉係にて申請してください。

※この証は原則として同一世帯全員が住民税非課税の場合に適用されますが、老年者に係る住民税非課税措置

の廃止に伴い、世帯員のうち一部が課税者であっても一部が非課税者の場合、経過措置により証を交付できる場合がありますので健康課高齢福祉係までご相談ください。

注)自己負担限度額と食事標準負担額については別表2をご確認ください。

■問い合わせ

保健福祉センター
健康課高齢福祉係
電話 2-5570

別表2

●自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

(注)金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

●入院1食あたりの食事代

一 般・一定以上所得者		260円
低所得者Ⅱ	90日以内の入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

障 受給者証の 更新時期の お知らせ

④ 受給者証の更新時期になりました

心身障害者医療費助成制度は、心身障害者の保健の向上および福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部を助成する制度です。

対象となる方には、受給者証を交付しています。

対象となる方は、身体障害者手帳1級・2級・（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の内部障害については、3級の方も含む）または、愛の手帳1度・2度で、所得制限額以下の方に限られます。

ただし、65歳以上で新規に手帳を取得した方や、65歳以上で初めて申請する方などは対象となりません。

また、65歳未満で、一度、本制度の受給者となった方が、その後所得超過などの理由で受給者とならなくなった場合でも、65歳を超えて、本制度の所得などの要件を満たす。

していれば、受給することができます。

現在、受給者証をお持ちの方は、今月末で有効期限が満了となります。更新となる方には、8月下旬までに新しい受給者証を郵送でお届けします。

※有効期間を経過した医療証の返却は、町保健福祉センターまたは、町役場、各出張所まで。

問い合わせ

健康課保健係
215570

税のお知らせ

納期限および 口座振替日

● 8月31日（木）

町都民税（2期）

国民健康保険税（2期）

口座振替をご利用ください

納め忘れを防ぐためには、口座振替を利用すると便利です。納付のたびに役場や、金

融機関へ足を運ぶ必要がなく、納め忘れがありません。

○ 口座振替をすることができ
る金融機関

七島信用組合・みずほ銀行・郵便局

○ 申込方法

各金融機関へ預・貯金通帳、届出印、納付書をお持ちのうえ、申し込みしてください。

ご存知ですか？

● 土地・家屋の所有者が亡くなられたときは

土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合は相続登記をしてください。相続登記が完了するまでの間は、相続人代表者を指定していただき、その代表者に納税通知書が送付されます。

また、未登記の家屋は保存登記をしていただくか、「申立書」により所有者を決定していただくことになります。

● 家屋を新築・増築されたときは

家屋を新築または増築された場合、固定資産評価額の算出をするため、家屋調査を行

いますので、未登記の家屋の場合は、税務課までご連絡ください。調査の際には、建築確認・平面図立面図を参考にさせていただきますので、ご用意ください。また、以下のことについてお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

・ 家屋の所有者の住所・氏名（未登記の家屋の場合）
・ 登記の有無・家屋の所在地番（未登記の家屋の場合）
・ 建築完了年月日（入居された年月日）
・ その他（取り壊された家屋について等）

● 家屋を取り壊されたときは

年の途中で家屋の取り壊しがあった場合でも、賦課期日現在（1月1日）の所有者にその年の固定資産税が課税されます。家屋を取り壊したときは税務課までご連絡ください。また、登記されている家屋の場合は滅失登記をお願いします。

● 土地の利用を変更したときは

土地は、登記簿上の地目ではなく、賦課期日（1月1日）の現況地目で課税されます。

「雑種地を宅地にした」、「山林を畑にした」等の用途変更があった場合には、税務課までご連絡ください。

平成17年分の所得の申告の受付について

平成17年分の所得の申告はお済みですか？

所得の無かった方でも、国民健康保険税の軽減や、所得証明等の交付などの算定のため申告が必要となります。まだ申告をしていない方は、次の日程で申告の受付を行いますので、お済ませ下さい。

○ 日程

・ 8月1日（火） 中之郷公民館
・ 8月2日（水） 三根公民館
・ 8月3日（木） 町役場会議室

時間はいずれも
午前9時～午後4時

ご都合のつかない方は、税務課で常時受け付けています。

問い合わせ

税務課税務係
内線221

●教育相談室より

子どもが何ものにも代えがたい大切な宝だと歌った山上憶良の「銀も金も玉もなにせむにまされる宝こにしかめやも」(万葉集)という短歌がよく知られています。この歌とセットになった長歌があります。「ウリを食べるとウリが大好きな子どもたちのことが心に浮かんでくる。栗を食べるとますます子どもたちが思われてならない。いったい、子どもいうものはどこからやって来たのだろうか。眠ろうと思っても子どものお母かがまぶたにちらついて安眠させてくれないのだ。」(大意) ケーキやアイスクリームのない、ウリや栗などの自然のかすかな甘みがほんとうに貴重だった時代のことで、作者が外出先で口にしたデザートのお味としてわが子への限らない愛情が確かめられています。

子どもをめぐる悲惨な事件が相次ぐ中で、親として子ど

もにどう接するべきなのかを考えさせられます。子どものためと思ってしてきた厳しいしつけが、実は親の理想の一方的な押し付けだったのではないか。子どもがかわいいといえながら、ほんとうは親の満足がいちばん大事だったのではないか。子どもが天からの授かりものと信じられたころは、成長の喜びを無心に受け止めることができたのに、いつの間にか親の過大な期待を背負わされていたり、親のストレスのはけ口になっていたということはなかったか……。

となど親として気の休まるときがないという思いに駆られるかも知れませんが、親子に得られた時間をともに過ごせることを素直に喜べる気持ちのゆとりをもちたいものです。

プリンスメロン、スイカなどウリ類の美味しい季節になりました。わが子にわが孫に食べさせたいからと丹精なざる方も多いと思います。そのような気持ちは、きつとみずみずしい甘さの記憶とともに「自分は大切にされている」という思いとして次の世代に受け継がれていくに違いありません。

教育相談員 伊藤 宏

(今月の休室)

8月8・15・18日

電話・FAX 2-0591

Email:sodanhachijo@ybb.ne.jp



図書館からのお知らせ



- **休館日** 毎週水曜日 8月31日(木・館内整理日)
- **開館時間** 午前9時～午後4時30分
- **新着図書**
『乱鴉の島』 有栖川有栖
『地域づくりハンドブック』 地域づくりハンドブック2006編集委員会
『教えて!ヒデー ルール&テクニックにヒデが答えるー』 中田英寿
『ピアトリクス・ポターのおはなし』 ジャネット・ウィンターほか
- **カウンターから**
コミュニティセンター入口横のリサイクルコーナーにある古新聞・古雑誌・古本は、自由にお持ちいただけます。
現在、電算化作業における蔵書の処分や、2004年度購入雑誌の処分のため、いろいろな本・雑誌を出しています。特に雑誌は一度に出せる量が限られますので、お目当ての雑誌がある方は早めにチェックして下さい。
- **お問い合わせ**
教育課生涯学習係 2-0797

日	会議名	議題等
1日	庁議	平成18年度八丈町表彰
2日	議会運営委員会	第2回八丈町議会定例会について
3日	自治振興委員代表者会議	自治振興委員・納税貯蓄組合長の集いについて ほか
8日	第2回八丈町議会定例会	一般会計補正予算 ほか
12日	課長連絡会議	第25回小笠原親善訪問について ほか
13日	平成18年度八丈町教育委員会第3回定例会	就学援助受給者の認定について
26日	農業委員会第3回総会	八丈町農業振興地域整備計画案に対する意見について

母子保健

3～4か月乳児健康診査

○対象者

平成18年3月4日～平成18年5月1日生まれの乳児

○日時

8月1日（火）

○受付時間

午後1時15分～2時15分

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

乳児健康診査、BCG接種、離乳食講習会

※BCGは平成17年4月1日より結核予防法で生後6ヶ月に達するまでの期間に直接BCG接種実施となりました。3～4ヶ月乳児健診時にできるだけBCG接種をすることをおすすめします。

3歳児健康診査

○対象者

平成15年6月7日～平成15年8月5日生まれの幼児

○日時

8月22日（火）

受付時間

午後1時15分～2時15分

○場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

子ども心理相談

○対象者

1歳6か月以上の未就学児。

○日時

8月21日（月）

午前9時～午後4時

8月22日（火）

午前9時～午後2時

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・妙な癖があるなど心配なことがあります。専門の心理相談員が相談に応じます。

※心理相談は電話予約をしてください。

1歳児歯科健康診査

○対象者

平成17年5月19日～平成17年8月31日生まれの幼児

○日時

8月31日（木）

受付時間

午前9時15分～10時

○場所

八丈町保健福祉センター

4歳児歯科健康診査

○対象者

平成14年5月27日～平成14年8月24日生まれの幼児

○日時

8月24日（木）

受付時間

午前9時15分～10時

○場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

すくすく相談

（発育、発達、栄養育児等相談）

アレルギーがあり食事に不安があるなど、発育、発達、栄養、歯科等の情報を得たい方はお気軽にご利用ください。

妊婦相談にも応じます。母子健康手帳をご持参ください。

○日程

8月8日（火）

○受付時間

午前9時30分～10時30分

○場所

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係 内線380

8月の予防接種外来

町の集団接種（三種混合・麻しん・風しん）を受けられなかった方は、健康課保健係で接種の日時を予約し、予防接種無料券を受け取ってください。

受付締切は、接種希望日の1週間前です。

○日時

8月9日（水）

8月23日（水）

午後2時30分～3時

（予約制）

○場所

町立八丈病院小児科

■問い合わせ

健康課保健係
電話215570

子ども家庭支援センターからのお知らせ

●交流ひろばの催しについて

毎週水曜日10時から親子で楽しめる催しを企画しています。

お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

■8月の予定

○2日（水）

手作りおもちゃを作って遊ぼう

○9日（水）

磁石を使った釣りゲームで一緒に遊ぼう

○16日（水）

読み聞かせ「ノンタンボールまでまで」

ほか

○23日（水）

手遊び歌と一緒に遊ぼう

○30日（水）

パネルシアター
「大きな栗の木の下で」

■問い合わせ

子ども家庭支援センター
電話214300

八丈町農業委員会委員選挙立候補予定者説明会

平成18年9月30日の任期満了による八丈町農業委員会委員選挙の日程が次のとおり決まりました。

○告示日

9月15日（金）

○投票日・開票日

9月20日（水）

立候補予定者説明会を次のとおり行います。

立候補を予定している方（代理人も可）は、ご出席ください。

○日時

8月21日（月）

午後1時30分

○場所

八丈町役場大会議室

■問い合わせ

八丈町選挙管理委員会
内線215

八丈町議会議員選挙立候補予定者説明会

平成18年10月24日の任期満了による八丈町議会議員選挙の日程が次のとおり決まりました。

○告示日

10月10日（火）

○投票日・開票日

10月15日（日）

立候補予定者説明会を次のとおり行います。

立候補を予定している方（代理人も可）は、ご出席ください。

○日時

8月28日（月）

午後1時30分

○場所

八丈町役場大会議室

■問い合わせ

八丈町選挙管理委員会
内線215

熱中症について

8月に入り、まだまだ暑い日が続きます。八丈島でも毎年熱中症で倒れる方がいます。重度の熱中症は死亡事故に至る危険性があります。

熱中症の症状は様々ですが段階的に次の4つに分けられます。

1、日射病…めまい、嘔気、脱力感

2、熱痙攣…手足の筋肉の痛みや痙攣、腹痛

3、熱疲労…頭痛、血圧低下、皮膚は冷たいが発汗がある

4、熱射病…発汗は停止、体温42℃～43℃まで上がる

【応急処置】

高温多湿環境から避難、衣類を緩め湿らせたタオル等で体表面を冷却、風を送る、意識があればスポーツドリンク等を補給させる。3、4の症状があれば、迷わずに救急車を要請してください。放置すると死亡事故になる場合もあります。

※特に乳児、高齢者はすぐに脱水症状を起こします。健康に自信があっても、水（塩分などの電解質が入っていない）のみを補給した場合に起こりやすくなります。

八丈町消防本部・消防団では、一般住宅における期限切れ等消火器の回収・廃棄を実施しています。

期限切れ等消火器を回収します

八丈町消防本部・消防団では、一般住宅における期限切れ等消火器の回収・廃棄を実施しています。

期限切れ等消火器とは、製造後約8年以上経過しているものや、腐食、変形が生じている消火器です。

当該消火器をお持ちの方は、各地域出張所（大賀郷地域については消防本部）までご持参ください。

■問い合わせ

消防本部	2-00119
三根出張所	2-00349
檜立出張所	7-00003
中之郷出張所	7-00002
末吉出張所	8-10003

臨時保育士募集

保育園の臨時保育士・代替保育士、及び子ども家庭支援センターのスタッフを募集しています。保育士の資格をお持ちの方、ぜひお申し込みください。

■問い合わせ

住民課厚生係
内線231



「創ろう・守ろう・ふれあおう」 みどり東京プロジェクト

東京市町村共同事業・山・里の体験

第3回 檜原村

(山の体験、溪流体験、間伐、薪づくり体験など)

■期 間：8月29日(火)～30日(水) 1泊2日

■場 所：東京都西多摩郡檜原村(フジの森宿泊)

■交通手段：JR青梅線羽村駅集合 羽村駅から貸切りバスで移動

■対 象：都内市町村在住の小学校5～中学校1年生 30人(多数抽選)

■参 加 費：1人 3000円

■申込期間：8月1日(火)～8日(火) 消印有効

第4回 日の出町

(里の体験、竹の伐採・炭焼き体験、竹細工教室など)

■期 間：9月10日(日) 日帰り(昼食付)

■場 所：東京都西多摩郡日の出町(日の出太陽の家)

■交通手段：JR青梅線羽村駅集合 羽村駅から貸切りバスで移動

■対 象：都内市町村在住の小学校4～中学校1年生 50人(多数抽選)

■参 加 費：1人 1000円

■申込期間：8月1日(火)～15日(火) 消印有効

第5回 あきる野市

(里の体験 休耕田の畦づくり、湿地の生物の生態観察など)

■期 間：9月24日(日) 日帰り(昼食付)

■場 所：東京都あきる野市横沢入

■交通手段：JR青梅線羽村駅集合 羽村駅から貸切りバスで移動

■対 象：都内市町村在住の小学校4～中学校1年生 50人(多数抽選)

■参 加 費：1人 1000円

■申込期間：8月1日(火)～22日(火) 消印有効

[申し込み方法] 往復ハガキに郵便番号、住所、代表者のお名前、電話番号、参加希望者名(学年)を明記のうえ、
〒170-8691 豊島郵便局 私書箱57号
「みどり東京プロジェクト(第〇回 〇〇)係 宛まで

問い合わせ みどり東京プロジェクト事務局
電話03-5949-1346 FAX03-5396-8142

島内生鮮食料品等小売価格調べ

平成18年6月調べ(税抜き価格 単位:円)

区分 品目	規 格		最低価格	最高価格	平均価格	前回調査 平均価格
キャベツ(中)	島内産	1個	240	240	240	261
	島外産	1個	238	398	304	310
じゃがいも	島内産	1kg	180	330	248	293
	島外産	1kg	158	330	238	263
たまねぎ	1Kg		128	300	208	217
あしたば	1束		150	340	230	141
牛肉	カルビ 100g	国産				
		外国	128	318	223	210
豚肉	肩ロース	100g	128	294	188	168
鶏肉	モモ肉	100g	68	303	136	120
鶏卵	(M) 10個	地卵	348	350	349	341
		他	238	288	263	219
鶏卵	(L) 10個	地卵	347	378	365	368
		他	138	378	263	255
まぐろ	刺身用 100g	赤身	500	850	637	589
		中トロ	650	880	743	1029
みそ	1Kg	パック入	313	650	481	350
		ポリ袋入	198	557	320	393
しょうゆ	ボトル入	1L	158	450	304	299
砂糖	上白糖ポリ袋入	1Kg	148	315	232	233
サラダ油	ボトル入	1.5Kg	288	630	479	484
牛乳	パック入	1L 乳脂肪分3.0%以上	197	294	276	248
灯油	配達料込	18L	1692	1890	1816	1794
ガソリン	レギュラー 1L	現金	157	165	161	157
		掛売	157	178	164	160

公開講座のご案内

■講座名「趣味の園芸」

■実施日

9月16日、30日、10月7日、21日、28日
(いずれも土曜日の午後2時～5時00分)

■場所

八丈高校農業基礎実習室、温室

■定員

20名

■費用

受講料 1500円(事前納付)

材料費 800円

■募集期間

平成18年8月1日～8月10日(必着)

■講座名「家庭でもできる簿記入門」(中級)

■実施日

10月21日、28日、11月4日、11日、18日、25日
午前9時～12時00分あるいは午前9時30分から11時30分

■場所

八丈高校会議室

■定員

20名

■費用

受講料 1500円(事前納付)

材料費 1260円

■募集期間

平成18年9月1日～9月10日(必着)

.....

■応募方法

往復はがき(住基カードによる電子申請も可)

定員を超えた場合は抽選

■申し込み

〒100-1401 大賀郷3020番地

■問い合わせ

八丈高等学校 04996-2-1181

八丈島納涼花火大会プログラム

場所:底土海岸

8月10日(木) 前夜祭 17:00

開場
金魚すくい
八丈太鼓
カラオケ
浴衣コンテスト
末吉BONバンド

8月11日(金) 大会当日 16:30

開場
金魚すくい
島っ子太鼓
じゃんけん大会
月曜会(太鼓)
婦人会踊り
フラダンス
美咲 愛(歌手)
会長あいさつ
花火打上げ

20:00

※当日の天候等によりプログラムを変更する場合があります。

浴衣コンテスト

前夜祭に浴衣コンテストを行います。
コンテスト対象者は小学生以上で男女は問いません。
みなさん、ぜひ浴衣でお越しください。

※出場希望の方はコンテスト当日、大会本部へ
18:30までにお越しください。小・中学生
の部、高校生以上の部、ファミリーの部で各部
先着10名までとさせていただきます。

カラオケ

前夜祭にカラオケを行います。
自慢の美声を皆さんに聴かせたいかたはこちらまで。
先着10名までとさせていただきます。

受付先 沖山 TEL 2-4060
FAX 2-1682

◆問い合わせ

八丈島納涼花火大会実行委員会事務局
TEL 04996(2)1121(内線267)
FAX 04996(2)4437

第10回 八丈島浜遊び

■日 時 8月6日(日) AM10:00~PM4:00
■場 所 神湊漁港・軍艦堤防

抽選券付き乗り物券:1回500円

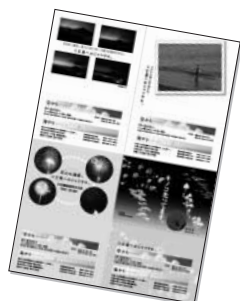
プレジャーボート・マリンジェット・モンスターチューブ・バナナボート
体験ダイビングetc.いろいろ体験しよう!

参加者募集／チビッコ日焼け大会・真っ白け大会・海女さん大会・スイカ品評会

江戸消防記念会／まとい、木遣りを披露します。

■協賛 八丈町・八丈島観光協会・八丈島漁業協同組合・東京島しょ農業協同組合八丈島支店・ANA・東海汽船

■問い合わせ 八丈島浜あそび実行委員会 電話:2-0111



町では、プラス1万人キャンペーン目標達成後も多くのお客様に来島していただくための取り組みを続けていきます。

先月号に引き続き「おじゃれハガキ」を広報はちじょうと一緒に届けます。この「おじゃれハガキ」には、特典はありません。八丈島が一番にぎわう季節です「島の夏」を伝えたいと考えています。

例えば、青く澄んだ海、南の島独特の植物に覆われた山、夜空の星々、光るキノコ、浜辺の花火大会、浜遊び、夏の八丈ならではの食べ物……。

また、ハガキは各出張所および観光協会(空港、港案内所を含む)にもありますのでご利用ください。

島の夏を伝えたい
「おじゃれハガキ」
をお届けします

8月の航路ダイヤ



【ANA】TEL／0120-029-222 (携帯電話の場合 0570-029-222)

便名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:40	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:20	B735	850 (844)	11:55	12:35/13:05	13:35	B735
843 (849)	13:25	14:00/14:30	15:05	B735	826	16:00	→	16:45	B735
829	16:05	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割 1	八丈島乗継きっぷ
羽田＝八丈島	18,800	11,300	11,300	11,300
大島＝八丈島	16,900	11,200	10,700	—

東京愛らんどシャトル空席状況

アドレス(東邦航空ホームページ)

<http://www.tohoair.co.jp/business/dummyindex2.htm>

予約TEL / 2-5222 (9:00～16:00)

【東海汽船】TEL／2-1211

「さるびあ丸」「かめりあ丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝－八丈島〈東京竹芝発22:30 八丈島発10:10〉



町長 上京日記 6月

10日
～13日

- ANA 822便にて上京
- 第41回東京島嶼郷友連合会総会
- 平成18年度漁業事業関係及び農協関係要望活動
- ANA 821便にて帰島

17日
～19日

- 八丈高校卒業生激励会
- ANA 823便にて帰島

23日
～24日

- ANA 821便にて上京
- 八丈島空港ターミナルビル(株)第26回株主総会
- 八丈島空港ターミナルビル(株)第152回取締役会
- ANA 823便にて帰島

27日
～7月1日

- ANA 821便にて上京
- 東京都土地改良事業団体連合会第1回理事会
- 第15回東京海区漁業調整委員会
- (財)東京都島しょ振興公社運営委員会
- 東京都教育長訪問(要望活動)
- 東京都漁業信用基金協会18年度通常総会
- 東京都漁港漁場協会第58回通常総会
- 平成18年度東京諸島観光情報推進協議会
- ANA 823便にて帰島



夏の八丈島 主なイベント予定

8月

- 6日(日) 團伊玖磨記念八丈島サマーコンサート
- 6日(日) 八丈島浜あそび
- 11日(金) 八丈島納涼花火大会

9月

- 9月1日～ 八丈島宝さがし(仮称)

SCHEDULE 2006 8月

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

三 大 樫 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
		1 3~4か月乳児健康診査 保福 13:15~14:15 生活習慣病健診・がん検診 樫 7:00~10:00	2 図書館休館日 生活習慣病健診・がん検診 保福 7:00~10:00	3 生活習慣病健診・がん検診 保福 7:00~10:00	4 生活習慣病健診・がん検診 保福 7:00~10:00	5
6 第10回八丈島浜遊び 神湊漁港・軍艦堤防 10:00~16:00 團伊玖磨記念八丈島 サマーコンサート八丈高校 公演 19:30~	7 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00	8 すくすく相談 保福 9:30~10:30	9 図書館休館日	10 八丈島納涼花火大会 前夜祭(底土海岸) 17:00~	11 八丈島納涼花火大会 (底土海岸) 16:30~	12
13	14	15	16 図書館休館日	17	18	19
20	21 八丈町農業委員会委員選挙立 候補予定者説明 役場大会議室 13:30~ こども心理相談 保福 9:00~16:00	22 3歳児健康診査 保福 13:15~14:15 こども心理相談 保福 9:00~14:00	23 図書館休館日	24 4歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00	25	26
27	28 八丈町議会議員選挙 立候補予定者説明会 役場大会議室 13:30~	29	30 図書館休館日	31 1歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00 図書館休館日		

町立病院 臨時診療日

(受付時間/8:00~11:00)
※新規患者の方は、8:30から受付となります。
※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	9日(水)、23日(水)	9:00~
甲状腺科	12日(土)	9:00~
耳鼻咽喉科	14日(月)~18日(金)	9:00~
糖尿病教室	18日(金)(会場:町立八丈病院会議室)	13:30~

温泉休業日

みはらしの湯の休業が8月まで延長された場合には、その期間、他の温泉施設については休まず営業します。

	休業日
ふれあいの湯	7日(月)、21日(月)、28日(月)
みはらしの湯	1日(火)、8日(火)、22日(火)、29日(火)
ザ・BOON	2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)、30日(水)
やすらぎの湯	3日(木)、10日(木)、17日(木)、24日(木)、31日(木)

8月のゴミ分別回収

燃...燃えるゴミ

びん...空きびん

資源...資源ゴミ

害...有害ゴミ

金属...金属ゴミ

三根

日	月	火	水	木	金	土
		1 燃害	2 資源	3	4 燃害	5
6	7 金属	8 燃害	9 資源	10 びん	11 燃害	12
13	14 金属	15 燃害	16 資源	17	18 燃害	19
20	21 金属	22 燃害	23 資源	24	25 燃害	26
27	28 金属	29 燃害	30 資源	31		

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
		1 資源	2	3 燃害	4 金属	5
6	7 燃害	8 資源	9	10 燃害	11 金属	12
13	14 燃害	15 資源	16	17 燃害	18 金属	19
20	21 燃害	22 資源	23	24 燃害	25 金属	26
27	28 燃害	29 資源	30	31 燃害		

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 資源	3 燃害	4 金属	5
6	7 燃害	8	9 資源	10 燃害	11 金属	12
13	14 燃害	15	16 資源	17 燃害	18 金属	19
20	21 燃害	22	23 資源	24 燃害	25 金属	26
27	28 燃害	29	30 資源	31 燃害		